

## 平成24年度実施施策に係る事前分析表

(農林水産省24-9)

政策分野名 【施策名】	農業・農村における6次産業化の推進	担当部局名	食料産業局(農村振興局) (食料産業局再生可能エネルギーグループ/企画課/新事業創出課/産業連携課/輸出促進グループ/バイオマス循環資源課/食品小売サービス課/食品製造卸売課/農村振興局農村政策部中山間地域振興課/農村振興局整備部農村整備官)
政策の概要 【施策の概要】	人口減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により、農村が疲弊の一途をたどっている中、新たな付加価値を創造し農村地域における雇用と所得の確保を図り、農村の活力の再生・活性化を図ることが重要となっている。 このため、農業者の加工、販売分野への進出や農村に由来する資源の活用等を促進する「農業・農村の6次産業化 <sup>(注1)</sup> 」を推進する。	政策評価体系上の位置付け	農村の振興
政策に関する内閣の重要な政策	食料・農業・農村基本計画(平成22年3月30日閣議決定) 第3章 (3) 食品産業の持続的な発展と新たな展開 2 (2) 農業・農村の6次産業化等による所得の増大 3 (1) 農業・農村の6次産業化 4 (1) ④ 知的財産の保護活用  新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 (4) 観光立国・地域活性化戦略 ～農林水産分野の成長産業化～  エネルギー基本計画(平成22年6月18日閣議決定) 第3章 第2節 1 再生可能エネルギー <sup>(注2)</sup> の導入拡大 ・2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 10%に達することを目指す。 ・バイオ燃料については、2020年に全国のガソリンの3%相当以上の導入を目指す。  バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定) 第3 バイオマスの活用の推進に關し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策  「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理(平成23年7月29日エネルギー・環境会議) 4. 戰略工程 (2)中期(2020年を目指す) ・2020年までを目途として、分散型のエネルギー・システムの普及促進に取り組む。  (OECD)記念行事の菅総理スピーチ(平成23年5月25日) ・2020年代のできるだけ早い時期に、再生可能エネルギーの割合を総発電電力の20%を超える水準とする。  我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月25日) 【戦略2】 競争力・体质強化 ～ 6次産業化・成長産業化、流通効率化 ～ (3) 国産農林水産物・食品の輸出戦略の立直し等  「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定) (別紙2)各分野において当面、重点的に取り組む施策 (1) 更なる成長力強化のための取組(経済のフロンティアの開拓) ① 経済連携の推進や世界の成長力の取り込み  土地改良長期計画注3(平成24年3月30日) 第3 3 政策目標7 (1) 小水力発電など農業水利施設等を活用した再生可能エネルギーの導入促進	政策評価 実施予定時期	平成25年8月

施策(1)	農業者による加工・販売分野への進出等の取組の促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	人口減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により、農村が疲弊の一途をたどっている中、その活力の再生・活性化を図ることが重要である。このため、農業者の加工、販売分野への進出により、新たな付加価値を創出し、農村地域における雇用と所得の確保を図る。									
目標① 【達成すべき目標】	農村地域における雇用と所得の確保									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
(ア) 農業者の経営の多角化による雇用数	23年度から調査	—	前年度より増加	各年度	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	人口減少や高齢化の進行、兼業機会の減少等により、農村が疲弊の一途をたどっている中、その活力の再生・活性化を図るために、「農業・農村の6次産業化」により、付加価値を向上させ、雇用と所得を確保することが有効な施策である。このため、以下の8つの指標について、「農村地域における雇用と所得の確保」を目標として設定した。 農業者の6次産業化の取組の効果を図るものとして、6次産業化に取り組む農業者の雇用者数が前年度に比べて増加したかを指標とした。 23年12月から24年3月にかけて実施した調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
(ア) 農業者の経営の多角化による事業収入	23年度から調査	—	前年度より増加	各年度	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	前年度より増加	農業者の6次産業化の取組の効果を図るものとして、6次産業化により取り組む農業者の年間事業収入が前年度に比べて増加したかを指標とした。 23年12月から24年3月にかけて実施した調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
(イ) 六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数	0件	—	1000件	27年度	350件	513件	675件	838件	1000件	六次産業化法に基づく総合化事業計画の認定数については、農林漁業者の所得の向上と地域の雇用の確保の観点から、効果が高い取組である4形態(①加工、②加工・直売、③加工・直売・レストラン、④直売)について、主な5種の作目(①野菜、②果物、③穀類、④畜産物、⑤水産物・林産物)で実施することで、6次産業化に取り組む農業者にとって身近な取組として6次産業化に対する認知度が増し、結果として、自ら取組が進んでいくという考え方から、5年間で1,000件と設定した(4形態×5作物×47都道府県+その他の形態・作目の取組)。 また、第1回認定件数が244件であったことを踏まえ、今後2回の認定において、1回あたり各都道府県1件の設定は見込めるため、23年度の認定件数の目標を350件と設定した。24年度以降の目標については、23年度の目標値と最終年度の目標値の差(年間約163件)を各年度に上乗せして設定した。
(ウ) 農商工等連携事業の計画認定数	370件	21年度	500件	24年度	457件	500件	—	—	—	中小企業者と農林漁業者が連携し行う事業活動を促進し、中小企業の経営の向上・農林漁業経営の改善を図ることを目的として、農商工等連携促進法が成立(20年5月)した際に、「5年間で500件の優良事例(農商工等連携事業計画)を創出すること」としたところである。500件については、一都道府県で10件程度を目安として数字を設定したところである。21年度までに認定した370件と最終年度の目標である500件の差(年間約44件)を各年度に上乗せし、目標値を設定した。
(エ) 6次産業の市場規模	1兆円	22年度	3兆円	27年度	—	—	—	—	3兆円	6次産業の市場規模については、10年後に、農林水産業と同程度の10兆円規模(国内生産額)の市場育成を目指すこととしており、そのために5年間で現行(1兆円)の3倍(3兆円)に拡大することを目標として設定した。 この目標の達成に向けて、従来の6次産業化に対する支援と併せて、農林漁業成長産業化ファンド(仮称)による成長資本の提供とハンズオンの一体的なサポートを推進する予定である。 ファンドによる成長資本の提供は、長期的な取組に資するものであり、その効果の発現には一定の期間を要することから、年度ごとの目標値は設定していない。また、市場規模は、27年度に基準値の3倍程度の増加としているが、その後、資本提供効果の発現に伴い、加速度的に市場規模が広がるものと想定している。 なお、6次産業の市場規模については、直接販売、加工、輸出、農家レストラン等、各分野の統計データを積み上げて算出している。 長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。
(オ) 地域ブランドの取組主体数	135件	21年度	276件	28年度	175件	195件	216件	236件	256件	地域ブランドの取組主体数は、「食と農林水産業の地域ブランド協議会」(19年11月設置)の会員数のうち地域ブランド取組主体・生産者団体の数により把握することとし、協議会設置から10年目となる28年度末までに、21年度末現在の市町村数1,727の16% <sup>(※)</sup> にあたる276団体とすることを目標とした。 目標値を達成するため、毎年一定割合で、取組主体数を増加させることとし、24年度末の目標値は195とした。 (※)イノベーションの普及過程において、普及率は、16%を超えると急激に上昇するとされている(ロジャースの理論より)。
(カ) 農林水産物・食品の輸出額	4454億円	21年	1兆円水準	32年	—	—	—	—	—	「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)において、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を踏まえ、農林水産物・食品の輸出額を2020年(平成32年)までに1兆円水準とするされたところ。 長期にわたる戦略的な取組が求められ、必ずしも短期間で効果が現れるものではないことから、単年度の目標値は設定していない。
(キ) 植物新品種の品種登録に係る平均審査期間	2.7年	21年度	2.3年	26年度	2.54年	2.46年	2.38年	2.3年	—	植物新品種の品種登録に係る平均審査期間を短縮することは、優れた新品種を早期に利用することにつながることから、指標として設定した。目標値は、「新たな農林水産省知的財産戦略」(22年3月1日農林水産省策定)に基づき、26年度末までに2.3年とした。 目標値を達成するため、毎年一定割合で審査期間を短縮することとし、24年度の目標値は、2.46年とした。

施策(2)	地産地消の推進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地域の生産者と消費者を結び付け、食料自給率の向上に寄与し、直売所や加工の取組を通じて農業者の所得機関を創出するなど地域の活性化につなげていくことが求められている中、地産地消を推進する。このため、取組の核となる直売所において、取り扱う地場農産物の品目・数量の拡大や直売所間の連携を通じた周年的な品揃えの充実等、運営・販売力の強化を推進とともに、関係者の連携を促進する。									
目標① 【達成すべき目標】	地産地消推進の核となる直売所の運営・販売力の強化									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
(ア) 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合	16%	18年度	50%	32年度	26%	28%	31%	33%	35%	<p>直売所は、消費者が、生産者と「顔が見え、話ができる」関係で地域の農産物・食品を購入する機会の提供や地場産物の安定供給の機能等を持つことから、直売所の販売状況を地産地消の推進のメルクマールとして設定し、目標を「地産地消の核となる直売所の運営・販売力の強化」とした。</p> <p>平成21年度は指標とする年間販売額1億円以上の通年営業の直売所の割合が20%（約5店に1店の割合）であった。地産地消の核となる直売所の運営・販売力の強化を図るため、平成32年度に目指すべき目標値として50%（2店に1店の割合）とした。</p> <p>各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度毎の目標値は、前年度の値を記入している。</p>
目標② 【達成すべき目標】	学校給食における地場産物の利用の促進									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
(ア) 学校給食における地場産物を使用する割合	25%	22年度	30%	27年度	— (25%)	26%	27%	28%	29%	<p>平成23年3月に定められた第2次食育推進基本計画において、「学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合の増加を目標とする。具体的には、平成16年度に全国平均で21%となっている割合（食材数ベース）について、平成22年度までに30%以上とすることを目指していたが、目標を達成していないため、引き続き27年度までに30%以上とすることを目指す」とされていることから、当初の食育推進基本計画の目標年度であった平成22年度の25.0%を基準とし、平成27年度の30%を目標として設定した。</p> <p>各年度の目標値については、毎年度、一定割合で増加するものとして設定した。</p> <p>※評価実施時期に、評価対象年度の実績値を把握できないことから、年度毎の目標値は、前年度の値を記入している。</p>

施策(3)	農村に由来する資源の活用促進									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	新たな成長産業の育成の場として農村に雇用と所得を生み出すとともに、環境面でも温室効果ガスの排出抑制等に積極的な役割を果たすため、農村に由来する資源の活用を促進する。このため、農村に存在するバイオマスや太陽光、水力、風力等の再生可能エネルギーの利用の拡大を図るとともに、農林水産物、副産物等の地域資源を用いて、素材・医薬品等の分野で先端技術を活用した新産業の創出を図るための取組を促進する。									
目標① 【達成すべき目標】	農村に由来する資源を活用した新産業の創出									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
(ア) バイオエタノール製造コスト	平成24年6月頃把握予定	23年度	(140円/㍑以下)	(28年度)	-	前年度より減少	-	-	-	バイオマス関係の指標については、平成23年度実施政策における事前分析表作成時に、バイオマス活用推進基本計画(22年12月)に基づくロードマップの作成及びバイオマス事業化戦略検討チームで夏前まで作成するバイオマス事業化戦略(仮称)を踏まえ、今後新たな指標を設定する予定としており、以下の指標を24年度の指標として設定する。 平成19年度より、国産バイオエタノールの原料生産から製造・販売に至る一貫技術・利用体系を確立するための大規模実証事業を3地区(北海道2地区、新潟1地区)で実施。これまでの取組により、原料生産から燃料製造・販売、副産物の飼料利用に至る技術・利用体系は構築されたが、事業化に向けた課題が明確化。 このことから、国産バイオエタノール製造の事業化に向け、発酵残さ等の飼料販売の拡大、熱回収効率の改善、輸送管理コスト削減等により、製造コストをガソリン価格並みに削減することを目標に設定した。(本指標は、国内最大規模(年間1.5万kL規模プラン)を有する北海道2地区における製造コストを対象とする。なお、新潟1地区は、比較的小規模(年間0.1万kL規模プラン)ながら、事業者であるJA全農の特徴を活かし、原料米の契約栽培からガソリン燃料の販売まで、地産地消に取り組むこととしているため、対象外とする。) なお、23年度の製造コストを踏まえ、目標値を再度設定する予定。
(イ) 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合	9%	2009年度	20%	2020年代初頭	-	-	-	-	-	東日本大震災に伴う福島第1原発事故等を契機として、再生可能エネルギーの導入によって自立・分散型エネルギー・システムの構築を進めることが喫緊の課題。一方、農山漁村には太陽光、風力、地熱、バイオマス、小水力といった未利用の資源が豊富に存在するものの、活用が十分に進んでいない状況。 このことを踏まえ、現在9%程度(大規模水力発電を除くと1%)の再生可能エネルギー電気の発電量を加速的に拡大することを目指して、目標数値を設定した。 現在、エネルギー・環境会議において、革新的エネルギー環境戦略の策定に向けて検討を行っており、それらの議論を踏まえ、追加的に測定指標を設定することとしている。
(ウ) 六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定	-	-	10件	各年度	10件	10件	10件	10件	10件	研究開発・成果利用事業は、六次産業化法基本方針において「農林水産物等の生産又は販売の高度化に資する研究開発」又は「イ新商品の生産又は販売の高度化に資する研究開発」又は「ア又はイの利用」とされているところであり、農林水産業・農山漁村に由来する資源を活用した新産業の創出につながるものであることから、その認定数を指標として設定した。
(エ) 新事業創出に携わる人材の育成数	-	-	480人	26年度	60人	140人	140人	140人	-	農林水産業・農山漁村に由来する資源を活用した新産業の創出に向けて、不可欠な新技術の発掘から実用化までを先導できる人材が不足していることから、そのような人材の育成数を指標として設定した。 実績値の把握に当たり、新事業創出人材育成プログラムは、4科目(①1・2・3次産業基本論、②経営・マーケティング基本論、③6次産業化実践論、④新事業創出実践論)から構成され、各科目90分×15回という充実した内容となっていることから、本プログラムの受講者数を、新事業創出に携わる人材の育成数とみなすこととする。
(オ) 地域食材を5割以上活用した創作料理の売上高	-	-	6.8億円	27年度	-	0.7億円	2.0億円	4.1億円	6.8億円	地域の食材を活用した創作料理の市場規模に関する統計資料は存在しないが、地域の食材を5割以上活用した創作料理は地域の点としての存在にとどまっている。こうした中、22年度から食文化活用・創造事業において地域の食材を5割以上活用した創作料理の開発等に係る取組に対して支援を実施している。これらの取組により、観光客の増加や、農林水産物の新たな価値付け等、地域の農林水産業・農山漁村の活性化・高付加価値化につながることから指標として設定した。 年度ごとの目標値については、22年度の事業実施地区における24年度売り上げ目標(0.7億円)を基に、今後、商品の周知や提供店の拡大等の段階を経るに伴い、売上高が一定数ずつ増加することや、事業実施地区数についても、一定数ずつ増加することを見込んで設定した。 なお、事業実施地区における売り上げ目標については、商品開発から販売まで一定期間要することから、事業開始から2年目の目標値を設定することとしている。
(カ) 小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域数	-	-	約1,000地域	28年度	-	200地域	400地域	600地域	800地域	新たな土地改良長期計画(平成24年3月30日閣議決定)では、「農業用排水施設の更新整備に当たって、これら施設への電力供給等により土地改良区等の維持管理費の低減を図るべく、農業用水が有するエネルギーの有効活用を図る小水力発電施設の導入を促進する」とされ、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手することとしていることから、これを測定指標として設定した。 なお、各年度においては、目標を達成するために毎年度一定割合で小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域数を増加させることとする。

政策手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		24年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等
	22年度 [百万円]	23年度 [百万円]			
(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成23年)	-	-	-	(3)-①-(イ)	再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。この法律の適正な執行によりエネルギー供給設備の導入促進が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(2) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化法) (平成22年)	-	-	-	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア) (3)-①-(ウ)	農林漁業者等による農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う取組に関する計画並びに当該取組に資する研究開発及びその成果の利用に関する計画に対して国が認定を行い、これらの計画の実施に必要な金融その他の支援措置をする。この法律の適正な執行により、新たに六次産業化に取り組む際の農林漁業者等の負担が軽減され、農村地域における雇用と所得の確保及び農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(3) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法) (平成20年)	-	-	-	(1)-①-(ウ)	農林漁業者と食品産業等の中企業者の連携による新事業の展開を支援する。この法律の適正な執行により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(4) 種苗法 (平成10年)	-	-	-	(1)-①-(オ) (1)-①-(キ)	新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定める。この法律の適正な執行により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化が図られ、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(5) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律 (平成20年)	-	-	-	(3)-①-(ア)	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。この法律の適正な執行により、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用が促進され、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(6) 6次産業総合推進対策 (平成23年度) (主)	-	1,537	1,445	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	農林漁業者等に対する新商品開発や販路開拓、積極的な取り組みを促す環境づくり等を支援することにより、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。また、直売所の活性化のための先進事例研修の実施、学校給食への食材納入を円滑に行うための交流会の開催を支援することにより、地産地消に取り組む際の負担が軽減され、直売所の運営・販売力の強化及び学校給食への食材の安定供給に寄与する。
(7) 6次産業化推進整備事業 (平成24年度) (主)	-	-	2,194	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(ウ) (1)-①-(エ) (2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	六次産業化法、農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が当該計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備を支援する。この支援措置により、施設、機械等の初期投資に係る農家負担が軽減され、農商工等連携を含めた6次産業化及び地産地消の推進に寄与する。
(8) 産地収益力向上支援事業 (平成22年度) (関連:24-1、2、5、8、11、19)	5,492の内 数 (1,399の内 数)	11,557の 内数	5,288の内数	(2)-①-(ア) (2)-②-(ア)	地産地消の推進のための優良事例の調査・提供、直売所の機能強化講習会、関係者の連携強化講習会の開催、課題のある地区へ優良コーディネーターの派遣を実施する。この支援措置により、地産地消に取り組む際の負担が軽減され、直売所の販売力の強化、学校給食での地場産物の利用促進に寄与する。
(9) 知的財産戦略・ブランド化総合事業 (平成22年度) (主)	291 (260)	196	118	(1)-①-(オ) (3)-①-(オ)	地元食材を用いた料理に係る知的財産権の取得、海外での商標出願の監視等を支援する。この支援措置により、地域ブランド化の取組主体数等が増加し、農村地域における雇用と所得の確保及び農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

輸出倍増プロジェクト事業 (平成23年度) (主)	-	1,229	1,230	(1)-①-(カ)	我が国農林水産物・食品に対する安全神話から脱却し、新たな信頼の獲得を図るため、HACCP、GLOBALG.A.P.等国際的に通用する安全・品質管理体制の強化に取り組むとともに、「ジャパンブランド」の国家戦略的マーケティングの再構築を図るため、国内におけるマーケティング体制の整備やアジアにおける展示・販売拠点の構築、日本食文化祭典の開催等の取組を支援する。 この支援措置により、農林水産物・食品の輸出額が増加し、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
農産物等輸出回復事業 (平成23年度) (主)	-	756	238	(1)-①-(カ)	諸外国におけるメディア等を活用して日本産食品等の安全性や魅力を伝えるための情報発信を実施し、日本産食品等の輸出回復に努めるとともに、被災地の产品を支援する。 この支援措置により、農林水産物・食品の輸出額が増加し、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
東アジア植物品種保護基盤等強化事業 (平成22年度) (主)	95 (85)	75	57	(1)-①-(キ)	我が国育成者権が適切に保護されるよう、東アジア各国での植物品種保護制度の整備を促進するため、東アジア各国において人材育成や意識啓発セミナー等の協力活動を実施。また、審査に必要な植物種類ごとの主要な特性を整理し、審査基準案を作成するとともに、登録品種の植物体標本及びDNAを保存し、真正サンプルに関する情報収集を実施する。 これらの取組を実施することにより、審査期間短縮及び海外における我が国的新品種の保護等を図り、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
海外植物遺伝資源アクセス円滑化事業 (平成24年度) (主)	-	-	16	-	種苗会社等が海外の植物遺伝資源を円滑に収集する環境を整えるとともに、「食料農業植物遺伝資源条約」批准に向け加盟国の義務である植物遺伝資源の特性評価、種子増殖等を行う。 この取組を実施することにより、種苗会社等による特徴ある新品種の育成の促進を通じ、農村地域における所得の確保に寄与する。
独立行政法人種苗管理センターの運営に要する経費 (平成13年度) (主)	2,824 (2,822)	2,765	3,270	(1)-①-(キ)	独立行政法人種苗管理センターが、法律に基づき行う業務(①植物新品種の登録に必要な栽培試験及び育成者権の侵害対策、②農作物の種苗の検査、③ばれいしょ及びさとうきびの原原種の生産、配布等)の実施に必要な運営費交付金及び施設整備費を交付。 この取組を実施することにより、優良な種苗の流通を促進し、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
食品産業環境対策支援事業 (平成19年度) (主)	329 (235)	218	111	-	食品関連事業者の食品ロス削減及びCO2排出削減に向けた具体的方策の検討等を行うとともに、フードバンク活動の取組、食品リサイクル・ループの構築等を推進する。 この支援措置により、食品関連企業としての社会的責任に関する取組の強化を図るとともに、食品製造業に係るCO2排出量の削減に寄与する。
東アジア食品産業海外展開支援事業 (平成22年度) (主)	204 (188)	155	76	-	我が国食品産業の投資・事業展開を促進するため、アジア各国の食品・投資関連法規制や原料農産物の調達等に関する情報収集・提供を行う。 この取組を実施することにより、食品産業全体の事業基盤・国際競争力を強化し、国産農産物などの仕入れ先である農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
卸売市場機能強化対策事業 (平成23年度) (主)	-	86	60	-	卸売市場の機能強化を図るため、市場関係者が一体となり経営戦略的な視点から経営展望を策定する取組や、卸売市場における低温管理施設の導入効果等の検証、コードチェーン体制の整備を支援する。 この支援措置により、農林漁業者が生産した生鮮食料品等の主要かつ安定的な販路となっている卸売市場の機能が強化されることになり、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
ミラノ国際博覧会政府出展委託事業 (平成24年度) (主)	-	-	30	(1)-①-(カ)	ジャパンブランドの再構築に資する取組としてミラノ国際博覧会において我が国「食」に関する様々な取組を出展するための基本計画の策定等の諸準備を行う。 この支援措置により、我が国農林水産物・食品や食文化の魅力を効果的に発信され、農林水産物・食品の輸出額の増加に寄与する。
大豆安定供給確保支援事業 (平成23年度) (主)	-	25	10	-	実需者に対して安定的に食品用大豆を供給するため、非遺伝子組換え輸入大豆の調達先の多角化の調査等を行い、食品用大豆輸入の安定化に関する戦略を策定する取組を支援する。 この支援措置により、大豆実需者への輸入大豆の安定供給が図られることになり、零細な食品事業者の経営が安定し農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
バイオ燃料生産拠点確立事業 (平成24年度) (主)	-	-	2,166	(3)-①-(ア)	新たな情勢変化の下、これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題(原料調達、温室効果ガス削減、製造コスト削減、販売)を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点の確立を支援する。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

(22) ソフトセルロース利活用技術確立事業 (平成24年度) (主)	-	-	412	-	未利用資源である稲わら等のソフトセルロースから効率的にバイオ燃料を製造する技術の確立を支援する。 この支援措置により、未利用資源の活用が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(23) 耕作放棄地利用型バイオディーゼル燃料実証事業 (平成24年度) (主)	-	-	12	-	耕作放棄地を利用したナタネ等の栽培試験、ナタネ油等の製造や使用済み油からのバイオディーゼル燃料の製造・利用等を一貫して行う取組を支援する。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(24) 森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 (平成24年度) (主)	-	-	120	-	林地残材や間伐材等の未利用森林資源を利用した新たなビジネスの創造を図るため、未利用森林資源をエネルギーやマテリアルとして利用する新しい製造システムの構築に取り組む。 この支援措置により、未利用資源の活用が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(25) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 (平成22年度) (主)	208 (155)	1,786	1,387	(3)-①-(ウ)	「緑と水の環境技術革命総合戦略」に基づき新技術の試行・試作等を支援する。 この支援措置により、新商品の開発等が促進され、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(26) 農山漁村再生可能エネルギー導入事業 うち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業 (平成24年度) (主)	-	-	532 (復興庁計上237)	(3)-①-(イ)	農山漁村において、農林漁業者等の参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築を支援する。 この支援措置により、農山漁村に豊富に賦存する土地、水、風、熱、生物資源等のエネルギー源を有効活用した再生可能エネルギーを供給する地域主導の取組が推進し、発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合の増加に寄与する。
(27) 農山漁村再生可能エネルギー導入事業(小水力等農村地域資源利活用促進事業) (関連:24-11、19)	-	-	692	(3)-①-(カ)	農村地域における小水力等の利活用を積極的に支援する。 この支援措置により、農業水利施設の適切な機能発揮とともに、農村地域の新たな価値の創出や活性化の促進が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(28) 農山漁村再生可能エネルギー導入事業(小水力等農村地域資源利活用促進事業)(復興関連事業) (平成23年度) (関連:24-11、19)	-	270	(復興庁計上602)	(3)-①-(カ)	被災地域の農村地域に存在する未利用資源を最大限活用するため、農業水利施設を活用した地域主導での小水力発電等の導入を支援する。 この支援措置により、農村地域の新たな価値の創出や活性化の促進が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(29) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 (平成19年度) (関連:24-6、7、10、11、12、13、14、17)	26,591の 内数 (29,662の 内数)	18,357の 内数	4,075の内数	(3)-①-(イ)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための農山漁村の活性化に関する計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援する。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(30) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(復興関連事業) (平成23年度) (関連:24-6、7、10、11、12、13、14、17)	-	1,100の内 数	2,690の内数 (復興庁計上13の内数)	(3)-①-(イ)	大震災の教訓を踏まえ、農山漁村の活性化に資する施設の整備、補強、機能強化等を交付金により支援する。 この支援措置により、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

(31) 食料の供給機能強化推進事業 (復興関連事業) (平成23年度) (主)	—	1,733	(復興庁計上25)	—	被災地に対する他地域からのバックアップ体制のあり方等、災害時にも機能する食品のサプライチェーンの構築に向けた検討・取りまとめを行う取組を支援する。この支援措置により、被災地における食料供給機能の強化が図られ、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(32) 新事業創出人材育成事業 (平成22年度) (主)	38 (38)	83	63	(3)-①-(エ)	農林水産分野における新事業の創出に携わる人材を育成するため、人材育成プログラムの開発を行い、同プログラムを活用して全国の大学等で人材育成を実施する。この支援措置により、新事業に携わる者が増加し、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(33) 農商工等連携促進法に係る資金 (平成20年度)	—	—	—	(1)-①-(ウ)	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動に必要な設備及び長期運転資金や、農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置(株)日本政策金融公庫(中小企業事業等))を支援する。この支援措置により、中小企業者の経営の向上及び農林漁業者の経営の改善が図られ、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(34) 6次産業化に係る資金 (平成22年度)	—	—	—	(1)-①-(ア-1) (1)-①-(ア-2) (1)-①-(イ) (1)-①-(エ)	6次産業化等に取り組む主業農家に対して、生産・加工・販売分野のチャレンジ性のある取組に必要な無利子の農業改良資金を融通するほか、6次産業化法案の認定者及び認定農業者の経営改善に必要な短期運転資金を融通する。 ・農林水産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設の取得等に対する金融措置(株)日本政策金融公庫(農林水産事業) この支援措置により、農林漁業者等の経営の改善が図られ、農村地域における雇用と所得の確保に寄与する。
(35) グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備) 〔所得税・法人税〕 (平成23年度)	—	1,569	523	(3)-①-(ア)	青色申告書を提出する個人又は法人が、相当程度の効果(エネルギー起源CO2排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大)が見込まれる設備・機器を取得し、事業の用に供した場合、取得額の30%の特別償却又は取得価格の7%の税額控除(中小企業者等に限る。)が適用される。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(36) バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例[揮発油税・地方揮発油税:租税特別措置法第88条の7] (平成20年度)	19,599 (19,900)	19,454	18,803	(3)-①-(ア)	揮発油特定加工業者又は揮発油生産業者が製造したバイオエタノール等揮発油を、その製造場から移出する場合には、バイオエタノール等揮発油の数量からその製造に使用されたバイオエタノール等に含まれるエタノールの数量に相当する分を控除し、その控除後の数量を当該製造場から移出したバイオエタノール等揮発油の数量とみなす。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(37) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例 〔固定資産税:地方税法附則第15条第27項〕 (平成20年度)	35 (31)	45	43	(3)-①-(ア)	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。 この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。
(38) 試験研究を行った場合の特別税額控除制度 〔研究開発促進税制〕 〔所得税・法人税:租税特別措置法第10条、第42条の4、第68条の9〕 〔住民税:地方税法附則第8条〕 (昭和42年度)	2,402 (2,857)	2,739	2,739	(3)-①-(ウ)	支出した試験研究費を基に算出した一定の金額を支出した年度の所得税額又は法人税額から控除 I 試験研究費の総額の8~10%の額を税額控除 II 産学官連携の共同研究・委託研究を行った場合、特別試験研究費の12%の額からIの税額控除割合を差し引いた額を税額控除 III 中小企業者等については試験研究費の額の12%を税額控除 IV 試験研究費が増加した場合の税額控除 これらの支援措置により、新商品の開発が行われ、農村に由来する資源を活用した新産業の創出に寄与する。

(注1)「補正後予算額」欄及び「24年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。

また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

## 参考資料

### 1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア-1)	把握の方法	23年度より実施する「農業・農村6次産業化総合調査」(農林水産省統計部)により把握。
			達成度合の判定方法	評価に当たっては、前年を上回るかどうかを基本としつつ、景気等の動向を踏まえ総合的に判断する。 (注)平成23年12月に実施予定の調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
		指標(ア-2)	把握の方法	23年度より実施する「農業・農村6次産業化総合調査」(農林水産省統計部)により把握。
			達成度合の判定方法	評価に当たっては、前年を上回るかどうかを基本としつつ、景気等の動向を踏まえ総合的に判断する。 (注)平成23年12月に実施予定の調査結果を踏まえ、年度ごとの目標値を再度設定する予定。
		指標(イ)	把握の方法	地方農政局等からの聞き取りにより把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(ウ)	把握の方法	地方農政局等からの聞き取りにより把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)	把握の方法	22年度の基準値については、農産物地産地消等実態調査及び農業経営統計調査等により把握する。23年度以降については、「農業・農村6次産業化総合調査」(農林水産省統計部)により把握する予定。
			達成度合の判定方法	6次産業の市場規模について、市場規模の増減の要因分析、成長している分野の傾向分析から、6次産業に取り組む農林漁業者等の経営改革や新商品開発・販売開拓への支援等が6次産業の市場規模の拡大に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。
		指標(オ)	把握の方法	「食と農林水産業の地域ブランド協議会」の会員数のうち、地域ブランド取組主体・生産者団体の数(当該年度末現在)により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(カ)	把握の方法	財務省公表の貿易統計による農林水産物・食品の輸出額(確定値)により把握。
			達成度合の判定方法	農林水産物等の輸出品目中の主な品目の輸出額増減の要因分析、輸出実績が増加している国・地域の傾向分析から、輸出環境の整備、品目別の戦略的な取組、農林水産物等の輸出に取り組む意欲ある農林漁業者に対する支援が、輸出の促進に寄与しているかを総合的に分析し、判定する。
		指標(キ)	把握の方法	当該年度中に処理(登録、拒絶、取下等)された品種の申請から処理までに要した審査機関の平均により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	統計部が実施する地産地消の関連調査結果により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=当該年度の実績割合(年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数/通年営業の直売所数×100)／当該年度目標割合×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満又は基準値以下
	目標②	指標(ア)	把握の方法	文部科学省が行う調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度実績値-基準値)／(当該年度目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	事業実施主体からの実績報告等から実績値を把握。
			達成度合の判定方法	評価に当たっては、前年を上回るかどうかを基本としつつ、平成28年度において140円/1以下を目指す。 (注)23年度の製造コストを踏まえ、目標値を再度設定する予定。
		指標(イ)	把握の方法	エネルギーに関する年次報告(資源エネルギー庁)により把握。
			達成度合の判定方法	評価に当たっては、日本全体における発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合の増加度合いを基本としつつ、農山漁村における再生可能エネルギーの導入実績や効果等を総合的に分析し、判定する。
		指標(ウ)	把握の方法	各年度における六次産業化法に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定数により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(エ)	把握の方法	新事業創出人材育成事業により開発する人材育成プログラムの講義を受講した人数とする。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(オ)	把握の方法	食文化活用・創造事業の実施地区の売上高調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値-基準値)／(当該年度の目標値-基準値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(カ)	把握の方法	農林水産省農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合=(当該年度の実績値)／(当該年度の目標値)×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

## 2. 用語解説

注1 農業・農村の6次産業化	農業者による生産・加工・販売の一体化や、農業と第2次・第3次産業の融合等により、農村に由来する農産物、バイオマスや農村の風景、そこに住む人の経験・知恵に至るあらゆる「資源」と、食品産業の産業を結びつけ、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促すもの。
注2 再生可能エネルギー	国際再生可能エネルギー機関(IRENA)憲章によれば、「再生することが可能な資源から持続可能な態様で生産されるあらゆる形態のエネルギーをいい、特にバイオエネルギー、地熱エネルギー、水力電気、海洋エネルギー、太陽エネルギー、風力エネルギーを含む」とされている(出典:資源エネルギー庁「エネルギー白書」(2010)) このうち、「再生可能エネルギー電気」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法においては、再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー源を変換して得られる電気とされている。 再生可能エネルギー源:太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等
注3 土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。